

最低賃金について

2020年10月1日より、秋田県の最低賃金が変更されましたので簡単にご紹介します。

1. 最低賃金額

(1) 現在の最低賃金

2019年10月3日より秋田県の最低賃金は
「790円」

(2) 最低賃金の変更

2020年10月1日より秋田県の最低賃金は
「792円」

2. 最低賃金の確認

(1) 最低賃金の対象とならない手当

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

(2) 確認方法

上記(1)の手当を除く毎月の賃金を時間給に計算して確認してください。

① 時間給制の場合

時間給 \geq 最低賃金額（時間額）

② 日給制の場合

日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）

③ 月給制の場合

月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）

※正社員さんも含め上記方法で、最低賃金の確認をよろしくお願いします。また、求人広告等で時給等を掲載する場合ご注意ください。

※国の雇用調整助成金をご活用企業の企業については、秋田県独自の雇用維持支援金の受給が可能となっておりますので併せてご活用ください。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 📠 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

